

表1 「騒音規制法」に基づく特定施設および「福島県生活環境の保全に関する条例」に基づく騒音指定施設

B	A	金属加工機械	
		圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。
		製管機械	
		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
		液圧プレス	矯正プレスを除く。
		機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。
		せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。
		鍛造機	
		ワイヤーフォーミングマシン	
		プラスト	タンプラスト以外のものであって、密閉式のを除く。
		タンブラー	
		切断機	といしを用いるものに限る。
		空気圧縮機等	
		圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		送風機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		土石用・鉱物用機械	
		破碎機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		摩砕機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		ふるい分機および分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		織機	
		織機	原動機を用いるものに限る。
		建設用資材製造機械	
		コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45㎡以上のものに限る。
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。
		穀物用製粉機	
		穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		木材加工機械	
		ドラムバーカー	
		チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
		碎木機	
		帯のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
		丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、 木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
		かんな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。
		抄紙機	
		抄紙機	
		印刷機械	
		印刷機械	原動機を用いるものに限る。
		合成樹脂用射出成形機	
		合成樹脂用射出成形機	
		鑄型造型機	
		鑄型造型機	ジョルト式のものに限る。
		ガソリンエンジン	
		ガソリンエンジン	定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		ディーゼルエンジン	
		ディーゼルエンジン	定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		冷凍機	
		冷凍機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
		飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用	
		ふるい分機および分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。